

計画相談支援・障害児相談支援 基本報酬の届出について

令和3年度の報酬改定等により、基本報酬の見直しが行われました。令和2年度に特定事業所加算を算定している事業所又は、令和3年4月以降に新たに創設された基本報酬を算定する場合は届出が必要になります。

令和2年度まで（現行）	令和3年度以降
<p>特定事業所加算Ⅰ 500単位／月 （算定要件）</p> <p>イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が主任相談支援専門員であること。</p> <p>ロ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。</p> <p>ハ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。</p> <p>ニ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。</p> <p>ホ 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、計画相談支援等を提供していること。</p> <p>ヘ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。</p> <p>ト 指定特定相談支援事業所において指定サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供する件数（指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場</p>	<p>機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ） 1,864単位／月 （算定要件）</p> <p>現行の特定事業所加算（Ⅱ）の要件を満たすこと</p> <p>※ 常勤専従の相談支援専門員1名配置を必須とした上で、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所で人員配置要件が満たされていることや24時間の連絡体制が確保されていることをもって算定要件を満たすことを可能にする。（以下、機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）及び機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）について同じ。）</p>

<p>合は、指定障害児相談支援の利用者を含む。)が1月間において相談支援専門員1人当たり40件未満であること。</p>	
<p>特定事業所加算(Ⅱ) 400単位/月 (算定要件)</p> <p>イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>ロ 特定事業所加算(Ⅰ)のロ、ハ、ホ、ヘ、トの要件を満たすこと。</p> <p>ハ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。</p>	
<p>特定事業所加算(Ⅲ) 300単位/月 (算定要件)</p> <p>イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>ロ 特定事業所加算(Ⅰ)のロ、ハ、ホ、ヘ、トの要件を満たすこと。</p> <p>ハ 特定事業所加算(Ⅱ)のハの要件を満たすこと。</p>	<p>機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ) 1,764単位/月 (算定要件)</p> <p>現行の特定事業所加算(Ⅲ)の要件を満たすこと。</p>
<p>特定事業所加算(Ⅳ) 150単位/月 (算定要件)</p> <p>イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>ロ 特定事業所加算(Ⅰ)のロ、ホ、ヘ、トの要件を満たすこと。</p> <p>ハ 特定事業所加算(Ⅱ)のハの要件を満たすこと。</p>	<p>機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ) 1,672単位/月 (算定要件)</p> <p>現行の特定事業所加算(Ⅳ)の要件を満たすこと。</p>

	<p>機能強化型サービス利用支援（Ⅳ） 1,622 単位／月 （算定要件）</p> <p>イ 専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が常勤専従かつ相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>ロ 現行の特定事業所加算（Ⅰ）のロ、ホ、へ、トの要件を満たすこと。</p> <p>ハ 現行の特定事業所加算（Ⅱ）のハの要件を満たすこと。</p>
--	---

※ 機能強化型継続サービス利用支援費並びに機能強化型障害児支援利用援助費及び機能強化型継続障害児支援利用援助費についても同様の算定要件。単位数は相違あり。

提出書類

- ・ 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ・ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
- ・ 計画相談支援・障害児相談支援における機能強化型（継続）サービス利用支援費・機能強化型（継続）障害児支援利用援助費に係る届出書
- ・ 従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表（原則届出をする前月の勤務体制等）